

# 企業の力と地域の魅力で 地方創生×地域共生

2022年 町制施行70周年

2022年秋 西九州新幹線開業

企業版ふるさと納税で共に創る  
多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北

佐賀県江北町  
地域振興課

## 1 江北町について

江北町は佐賀県の中央部に位置し、国道 34 号・207 号、JR 長崎本線・佐世保線の分岐駅を有しており、交通の利便性を活かした定住の促進や子育て支援などに取り組むことで、子どもから高齢者まで誰もが住みよい「江北」を目指してまちづくりを行ってきました。

これまでのまちづくりの成果として、まちの中心部では住宅の開発が進み、そこに新たな定住人口が生まれたことにより、昭和 50 年代から現在まで人口を維持しています。

しかし、本町を取り巻く時代の潮流は大きく変化しており、人口減少、少子高齢化、情報化が急速に進展する中で、これまで先人達が築き上げてきたまちの活力を未来の子どもたちへ引き継ぐために、今から将来に向け一計を案じることが求められています。

また、まちの 100 年を活力ある江北町として迎えるためには、現在の町を取り巻く潮流の変化に対応し、将来に向けた人づくり、地域づくり、ひいてはまちづくりに必要な施策を効果的に実施していくことが重要です。

そこで、社会環境がめまぐるしく変化している中で、今重点的に進めていく政策課題及び人口減少や少子・高齢化に焦点を当て、地方創生、ひいては町の創生、人口減少社会への対応と地域経済の活性化を目指した重点的施策である『まち・ひと・しごと創生総合戦略』を内包した『江北町まちミライ創生プラン～多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北～』を新たに策定し、合併しなかった本町の小さなまちならではの機動的な行政運営を活かし、緑と都市が調和した新田園都市を見据えたまちづくりに取り組んでいます。

## 2 地方創生のプロジェクトにご支援ください

江北町では、この人口減少時代に江北町として無事に 100 年を迎えることができるよう、町立小中学校や特別支援学校の学校給食費の無償化、待機児童解消のための保育所等の定員拡大の取り組みなど、様々な課題に取り組んでいます。

未来を担う子どもたちが町に愛着を持ち、将来にわたって住み続けてもらえるように、同じ校名を縁とした足立区立江北小学校との国内交流や南オーストラリア州のエンカウンター・ルーザン・カレッジとの国外交流など、子どもたちの記憶に残り続けるきっかけづくりを大切にしています。

人の生命や財産を守るための防災機能の強化、既存施設の長寿命化、西九州新幹線の開業を契機とした駅の賑わいの醸成、地域コミュニティの維持・発展など、まちが取り組むべき課題は今や多種多様なものとなっています。

これらの課題を一つずつ着実に克服し、将来ある子どもたちに次のバトンを確実に受け渡すことができるよう、地方創生の取り組みを強化したいと考えています。

江北町では、この地方創生への取り組みにご賛同いただき、プロジェクトを後押ししていただける企業の皆様を募集しております。

### 3 これまでの主な取り組み

これまでに行ってきた取り組みの一部をご紹介します。

#### (1) 学校給食の無償化



一部の学年のみ対象だった学校給食費無償化を平成29年度より全学年へ拡充しました。このことにより、子育て中の保護者より「義務教育期間の経済的負担が大幅に軽減された」や、「このような助成があるのであれば今住んでいる所から、江北町へ引っ越しを検討しようか」などの声を多数いただいています。

#### (2) 保育供給量の拡大



保護者の方が安心して働けるように、子どもたちを安心して預けることができる保育園の新設や定員拡大を積極的に行っています。

#### (3) 地域防災力の強化



集中豪雨により河川の氾濫が発生した際に、避難に遅れ、取り残された方の救出及び食料等の運搬に使用するために、災害用救命ボート2艇を導入しました。

令和3年8月豪雨の際もこの救命ボートを活用して救助活動を行うことができました。

#### (4) 教育設備の充実



児童生徒の学習環境改善のため、江北中学校の音楽室・美術室へエアコンを導入し、活用しています。

#### 4 企業版ふるさと納税を募集している主な取り組み

現在、江北町では次のような取り組みを行っており、その貴重な財源として企業版ふるさと納税を募集しています。

##### 【支援を求める取り組み】

- 暮らしを守り、豊かなまちを創造する取り組み
- 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する取り組み

##### (1) 自然災害等の脅威に対する備えの強化

###### (ア) 自然災害時に生命を守るための対策

- 防災意識啓発の強化
- 庁舎防災機能の強靱化
- 災害時情報伝達手段の確保と必要な情報の即時提供
- 健康の維持と衛生環境に配慮した避難所等の確保
- 避難時要支援者の避難対策
- 災害危険箇所や避難経路危険箇所の改修・改善

###### (イ) 自然災害以外の人的被害や物的被害から生命や財産を守るための取り組み

- 交通危険箇所の改修・改善
- 交通安全や火災予防の啓発
- 防犯対策の強化
- その他、突発的な危険から生命や財産を守るための対策

###### (ウ) 安全・安心な地域づくりのためのネットワーク構築

- 物資支援・関係機関との人的協力体制の構築
- 安全・安心な地域づくりのための啓発活動
- 自主防災組織との連携強化

##### (2) 豊かで活力ある生活を過ごすための取り組みの強化

###### (ア) 健康の維持や体質改善の取り組みによる生命の延伸

- 健康で豊かな生活を送るための仕事と生活の調和推進
- 健康をコントロールするために必要な体質改善や疾病予防対策
- 心の活力の維持・増進
- 住み慣れた地域で、自分らしい自立した暮らしを続けるための、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスの提供
- 個々の状況に応じた運動のきっかけづくりと習慣化の促進、持続的な取り組み

## を支える仕組みの構築

- (イ) 心豊かで快適な生活を送るために欠かせない生活環境づくり
  - 買い物生活圏の維持、再構築の推進
  - 新たな交通時代における交通施策の展開
  - 都市と自然が共存する快適生活空間づくり
  - 人が自然と集う和みの場の醸成
  - 環境負荷の低減を図る取り組みの推進
  
- (3) インフラを生活の基盤に据えた定住自立圏の構築
  - (ア) 生活に密接したインフラ対策
    - 生活に不可欠なインフラ、施設及びその他機能の維持・改善改良・整備
    - 安全・安心なライフラインの確保
    - 機能の集積化とコンパクト化による効率的で持続可能なまちづくり
  
  - (イ) 生活体系の変化や時代のニーズに応じた機能や環境の改善
    - IOT などの技術革新を活用した利便性の向上
    - 生活体系や時代の変化によって必要性が低下した機能の見直し
    - 地域住民のまちづくりへの参画推進
  
- (4) 活力ある地域産業の展開
  - (ア) 産業の維持、発展やビジネスチャンスをつくる
    - 産業を維持、発展のための連携体制の構築
    - 販路や流通量の拡大を支える生産性の強化
    - 分野にとらわれない知識と技術が結集した新たな産業の展開
    - 景気動向による影響を最小化するための経営の多角化支援
  
  - (イ) 生産基盤向上の支援
    - 生産品の高付加価値化による経営の安定化
    - 新たな知見や技術を活用した生産性と収益性の拡大
    - 農山村環境の保全の推進
    - 農業用施設の維持管理・整備
    - 組織の育成・強化の取り組み
  
  - (ウ) 後継者不足の解消と新たな担い手の育成
    - 新規就業者の初動支援

- 女性の就農・経営への参画支援
- 経営的視点を持ちあわせた事業者や農業者の育成
- 事業内容の最適化による収益性の向上と事業承継の確保

#### (5) 人の定着の推進

(ア) まちに魅力を感じ、住み続けたいという人を増やすための対策

- まちの認知度、魅力度及び生活利便性向上を促進する取り組み
- 他の自治体と役割分担しながら、共に向上できる広域的定住圏の形成
- 子育て世代・ファミリー層の流入を促進するための住環境の充実・強化
- ふるさと江北を誇れる心を醸成する取り組み

(イ) 人と人の絆で繋がり、関わり合いから発展する地域づくり

- 地区の抱える課題を解決するための地域間連携の構築
- お互いを支えあう見守り・声かけ活動の推進
- 高齢化等により支えや協力を必要とする地域と地域活動の支え手とのマッチング支援
- 子どもから高齢者まで全ての人が活躍できる環境づくり

(ウ) 空き家の解消とみどり豊かな景観の形成

- 危険家屋解消の対策
- 低未利用地の積極的活用
- 空き家リノベーション推進と活用
- 地域の景観維持活動の推進

#### (6) 関係人口拡大の強化

(ア) ゆかりを持つ人や協力企業との関係拡大のための取組み強化

- 関係人口とつながる交流ネットワークの構築
- ふるさと回帰を促進する事業の展開
- ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用したまちづくりの推進
- 町内における起業・進出支援

(イ) まちの魅力を伝え育て、新たな対流を生み出す仕組みの構築

- 人・地域・企業などとタイアップした事業の展開
- 関係人口に魅力を伝える取り組みの推進
- まちや地域の活動を伝え、多様なツールにより発信する取り組みの推進

(7) 次代を担う大切な力の育成

(ア) 子どもを生み・育てやすくするために必要な生活基盤の向上

- 働きながらも子育てがしやすい環境づくり
- 子どもを持つ女性が活躍できる場の拡大
- 子育て期間における負担感の軽減
- 地域ぐるみで子育てを支えるサポート体制の構築

(イ) 子どもたちの個性を尊重し、豊かな自由発想を育てる仕組みづくり

- 子どもたちの自由な発想をまちの推進力に活かす
- 幅広い年齢の子どもたちが関わりあう環境の構築
- 地域の資源や IOT などを活用した発展的学習の推進
- 学校・家庭・地域が一体となっていく心育て
- 子どもたちの多様性に応じた支援

(ウ) やりがいや達成感を味わうことで、一人ひとりが生きがいを育むための取組み

- 創造力や活力を醸成するための体験活動・文化活動の推進
- 多様な関わりから生まれる交流機会の推進
- 夢を描き、その実現に向かってがんばる江北っ子の育成
- 子どもの主体性を高める教育の推進

(8) 誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤の整備

(ア) 自分らしくいきいきと活躍できる総活躍社会

- 多様な年代が互いに協力しながら活躍できる多世代型総活躍社会の構築
- 誰もが自立できる生活環境の構築
- スポーツを通じた自己研鑽の推進
- 生涯にわたる学びや体験活動の充実
- 生活困窮者の自立支援

(イ) 多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現

- 互いの人格や個性を尊重し合う世論の形成と、共存できる地域社会の実現
- 年齢、性別、障がいの有無に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの推進
- 在留外国人と共に歩む多文化共生社会の実現
- 新たに定住した人が地域コミュニティに早く溶け込めるような関係性の構築

(ウ) 必要とされる支援体制の強化

- 関係機関との連携強化による支援体制の充実
- 包括的支援体制の強化と相談窓口のワンストップ化
- 障がい児の早期発見と必要な支援体制の構築
- 協力体制構築による就業機会の向上
- 子どもを貧困にさせない支援体制の強化
- DV、ストーカー行為、ハラスメント行為及び虐待等の防止対策の徹底

## 【一例】

### (1) 小・中学校の大規模改修



小学校や中学校の大規模改修を行い、子どもたちが安全・安心に教育を受けられる環境を整備します。

### (2) 駅の賑わい創出



駅北口にかつてあった商店街を現代に蘇らせ、駅周辺の活性化に取り組んでいます。

### (3) GIGA スクールの実現



1人1台 PC を整備することにより、子どもたちへの ICT 教育を推進します。

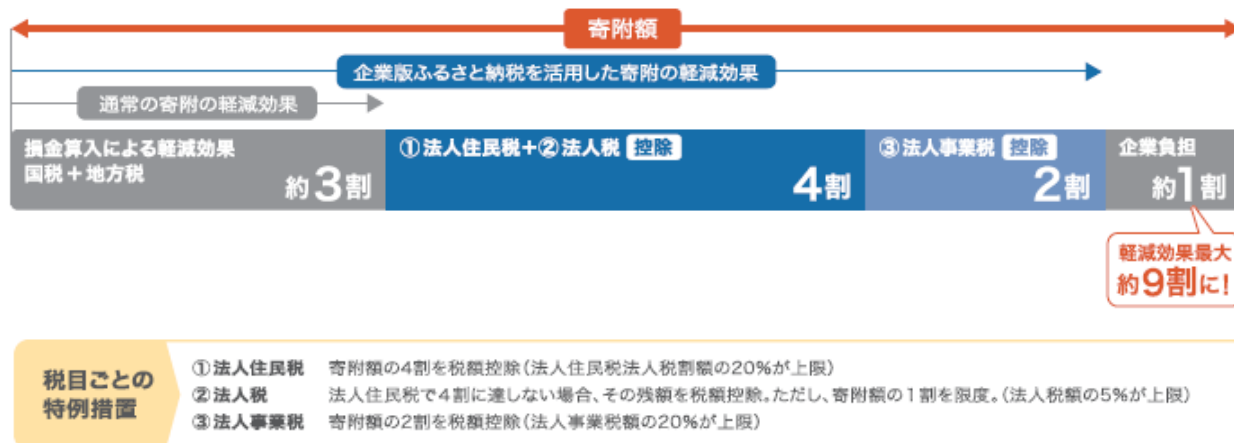


## 5 企業版ふるさと納税の仕組み

企業版ふるさと納税は、企業が自治体に寄付をすると法人関係税（法人税、法人住民税及び法人事業税）の税負担が軽減される制度です。

正式な名称を「地方創生応援税制」といい、地方自治体が実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に企業が寄付をすると、寄付額の最大約6割が税額控除されます。

地方創生の推進や人口減少問題の克服といった近年地方自治体が抱える課題に対応するため、地方自治体が行う地方創生の取り組みに対して企業が寄附を行い、その実施を支援することにより、地域創生を活性化することを目的としています。



### 【企業版ふるさと納税（人材派遣型）が創設】

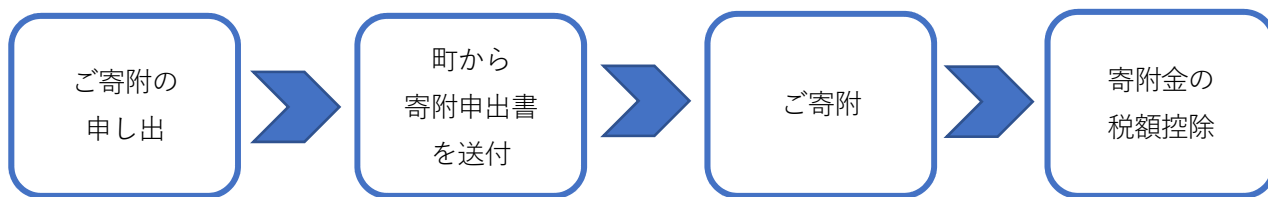
専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的として、企業版ふるさと納税の仕組みを活用した「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」が令和2年10月から創設されました。

企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、寄附企業の人材を、

- ▶ 寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用する場合
  - ▶ 地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものに採用する場合
- に人件費相当額を含む寄附額の最大約9割に税の軽減効果を受けることができます。



## 6 寄附の流れ



- (1) ご寄附のご意向を「江北町役場地域振興課」まで、電話又はメールにてお申し出ください。

佐賀県	江北町役場	地域振興課
電話	0952-86-5615	
メール	chiiki@town.kouhoku.lg.jp	

- (2) 「寄附申出書」にご記入いただき、郵送（送料着払い）又はメールにて次の宛先まで送付ください。

宛先	佐賀県	江北町役場	地域振興課
所在	〒849-0592		
	佐賀県杵島郡江北町大字山口 1651 番地 1		
メール	chiiki@town.kouhoku.lg.jp		

※「寄附申出書」にご記入いただく「取組名」は、「4 企業版ふるさと納税を募集している主な取り組み」からお選びください。

※各事業の内容の詳細や手続等について不明な点がございましたら、「江北町役場地域振興課」までお問い合わせください。

- (3) 「寄附申出書」の受理後、江北町から企業様に納入通知書を送付させていただきますので、指定の金融機関で納付をお願いいたします。

- (4) 寄附金のご入金を確認次第、「寄附受領証」を郵送いたします。

※「寄附受領証」は、法人関係税（法人税・法人住民税・法人事業税）の税額控除の申告を行う際に必要になりますので、大切に保管してください。

※企業版ふるさと納税については、寄付額を損金算入でき、法人関係税（法人住民税・法人税・法人事業税）が最大約6割軽減されます。「寄附受領証」に基づき、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）である旨を申告し、税額控除を受けてください。

## 地域再生計画

**1 地域再生計画の名称**

企業版ふるさと納税を活用した第2期江北町まち・ひと・しごと創生推進計画

**2 地域再生計画の作成主体の名称**

佐賀県杵島郡江北町

**3 地域再生計画の区域**

佐賀県杵島郡江北町の全域

**4 地域再生計画の目標**

本町の人口は、昭和35年に16,379人でピークを迎え、昭和44年に杵島炭鉱が閉山し、10,546人まで減少した。平成7年の国勢調査時には9,539人で増加に転じ、平成12年に9,584人、平成17年に9,628人となり微増が続き、平成22年には9,515人と再び減少に転じたが、平成27年は9,583人となり再び微増になっている。住民基本台帳人口によると、令和2年4月時点で9,699人となっており、第1期のまち・ひと・しごと総合戦略における予想人口9,269人を430人上回っている。理由として、策定時と比べて宅地開発が進んだことなどが挙げられる。

中心市街地の宅地開発が現在も行われていることから、令和12年(2030)には人口が9,856人まで増加すると見込んでいるが、その後は死亡者数が出生数を上回っていることから、人口減少が急速に進展し、令和32年(2050)には8,514人まで減少していくものと予測する。

自然動態については、死亡数が出生数を上回っており、令和2年は、出生数113人、死亡者数133人で、20人の自然減となっている。

社会動態については、年によって増減があるものの、令和2年は、転入者数485人、転出者数391人で、94人の社会増となっている。年齢階級別の人口移動をみると、令和2年において、15歳-19歳が8.6%の33人、20歳-24歳が15.7%の60人、25歳-29歳が18.0%の69人と転出者数全体の40%を超えており、若年人口の流出が顕著である。

年齢三区分別の人口推移をみると、平成7年から令和2年にかけて、年少人口は1,778人から1,442人に、生産年齢人口は5,879人から5,584人にそれぞれ減少した反面、老年人口は2,057人から2,715人に増加し、人口全体の1/4を超えた。このことから、人口は維持し続けているものの、少子・高齢化が進行していることが分かる。独自の推計によると、年少人口が総人口に占める割合は、近年の子育て世代の流入の影響から今後30年間は横ばい傾向となり、14%前後で推移すると推計している。しかしながら、生産年齢人口については、就学や就職をきっかけとした若年層の流出に伴い、総人口に占める割合が令和2年の57.1%から令和32年(2050年)には1.7%減少し、55.4%となる見込みである。老年人口については、総人口に占める割合が相対的に高まり、30年後の令和32年(2050年)には30%を超える見込みとなっている。

このまま少子高齢化が進展し、将来的に人口が減少すると、地域活力の低下、基幹産業の経

済的な縮小、まちの賑わいの低下、公共空間の維持管理能力の低下による環境や景観面への影響、税収の減少による行政サービス水準の低下などが懸念される。

30年後の江北町が活力ある町であり続けるためには、未来に向けて種を播き、その芽を大きく育てていく必要がある。

まちづくりの根幹は人であり、町民一人ひとり、特に将来の町を担う子どもたちが、様々な体験、学習を通じて芽吹き、実り、あわせてふるさと江北への愛着と誇りを醸成するために、学校や家庭のみならず、地域も一体となって人を育てるための取り組みを進めていく。

少子高齢化の波が押し寄せる中で、従来のしくみでは変化していく人口やコミュニティの維持は困難になっていくことが予想される。そこで、隣接の地区間の連携を図るとともに、今後は関係人口と呼ばれる地域外の人材が、地域づくりの担い手となることも考えられることから、新しい時代に即したコミュニティの活性化に取り組んでいく。

これからの新しい時代に向けて、まちづくりを進めていく中で、地域資源を守りながら、町民が安心して暮らし続けていけるよう持続的な取り組みが必要になってくる。本計画において、以下の基本目標を掲げ、豊かな自然や都市機能、産業・生産基盤など各地域の特性を活かし、それぞれの地域、ひいては町が輝き続ける新田園都市の町を目指す。

【基本目標1】 暮らしを守り、豊かなまちを創造する

【基本目標2】 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する

### 【数値目標】

5-2の①に掲げる事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する地方版総合戦略の基本目標
ア	自主防災組織数	30組織	34組織	基本目標1
	主産業である農業の産出額の回復	24億3,000万円	24億4,600万円	
イ	人口増加	9,699人	9,734人	基本目標2
	豊かで自由な発想を育てる機会の増加	2回	3回	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

## ① 事業の名称

江北町企業版ふるさと納税を活用した第2期地方創生推進事業

ア 暮らしを守り、豊かなまちを創造する事業

イ 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する事業

## ② 事業の内容

ア 暮らしを守り、豊かなまちを創造する事業

災害や感染症など日常に潜む危機に対して、自助・共助・公助の意識を醸成しながら、あわせて防災機能の強化を図り、安全・安心なまちづくりの取り組みを推進する。

交通の要衝等の町の利便性を活かした町づくりのために、人口減少などの社会情勢を踏まえ、最適化した道路等社会インフラの整備に取り組む。

町で生涯、豊かで活力ある生活を送るために、町民だれもが健やかに過ごすことができるよう健康づくりなどの支援や生活環境向上への取り組みとして、買い物や公共交通などの日常生活圏の維持と機能性向上を図る。

豊かで活力ある産業を育成するために新たな産業の創出を図るとともに、基幹産業である農業の経営安定や既存産業の維持、継承など地域資源の活用に取り組む。

### 【具体的な事業】

- ・自然災害時に生命を守るための対策
- ・自然災害以外の人的被害や物的被害から生命や財産を守るための取り組み
- ・安全・安心な地域づくりのためのネットワーク構築
- ・健康の維持や体質改善の取り組みによる生命の延伸
- ・心豊かで快適な生活を送るために欠かせない生活環境づくり
- ・生活に密接したインフラ対策
- ・生活体系の変化や時代のニーズに応じた機能や環境の改善
- ・産業の維持、発展やビジネスチャンスをつくる
- ・生産基盤向上の支援
- ・後継者不足の解消と新たな担い手の育成 等

イ 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する事業

地域の中で子どもを産み育てる基盤を確立するとともに、子どもたちの個性を尊重しつつ一人ひとりの個性を伸ばし、生きがいをもって成長できる取り組みを推進する。

町民だれもが生涯、自分らしく生き活きと活躍できる町民総活躍社会の実現に向けて、スポーツや文化活動支援のほか、地域における支え合いや共生のしくみや必要な支援体制を整備する。

まちの認知度や利便性の向上に取り組み、町に魅力を感じてもらうことで定住促進に繋げる。

関係人口の拡大を図り、町へのひとの流れをつくり、さらに企業が加わることによって、まちづくりのための資金や人材の地方への還流を促し、町の活性化を図る。

### 【具体的な事業】

- ・まちに魅力を感じ、住み続けたいという人を増やすための対策
- ・人と人の絆で繋がり、関わり合いから発展する地域づくり
- ・空き家の解消とみどり豊かな景観の形成
- ・ゆかりを持つ人や協力企業との関係拡大のための取組み強化
- ・まちの魅力を伝え育て、新たな対流を生み出す仕組みの構築
- ・子どもを生み・育てやすくするために必要な生活基盤の向上
- ・子どもたちの個性を尊重し、豊かな自由発想を育てる仕組みづくり
- ・やりがいや達成感を味わうことで、一人ひとりが生きがいを育むための取り組み
- ・自分らしくいきいきと活躍できる総活躍社会の実現
- ・多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現
- ・必要とされる支援体制の強化 等

※なお、詳細は「江北町まちミライ創生プラン～多様な芽が豊かに実る新田園都市 江北～」のとおり。

### ③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標(KPI)）

4の【数値目標】に同じ。

### ④ 寄附の金額の目安

280,000 千円（2021 年度～2024 年度累計）

### ⑤ 事業の評価の方法（P D C A サイクル）

毎年度5月に外部有識者による効果検証を行い、当年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに江北町公式WEBサイトで公表する。

### ⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日まで

企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）寄附申出書

年 月 日

江北町長 殿

(寄附申出者)

本社住所

法人名

代表者名

担当者名

連絡先

貴町で実施される企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

事業名 「江北町企業版ふるさと納税を活用した第2期地方創生推進事業」

記

金 円

江北町ホームページ等への企業名等の公表

当てはまるものに○をお書きください。	
<input type="checkbox"/>	公表を希望する（法人名、所在地（市町村名）、寄附金額）
<input type="checkbox"/>	公表を希望する（法人名、所在地（市町村名））
<input type="checkbox"/>	公表を希望しない（匿名）
【公表を希望される方は、貴社URLをお書きください。】	
URL：	

**【ご寄附いただく取組名】**

「①横断的な施策」または「②分野ごとの施策」のいずれかからお選びください。

「②分野ごとの施策」を選択される場合は、大項目（１）－（８）、中項目（ア）－（ウ）、小項目のいずれでも用途の指定ができます。

**①横断的な施策**

- 暮らしを守り、豊かなまちを創造する取り組み
- 人の対流をつくり、人を育む社会を共創する取り組み

**②分野ごとの施策**

- （１）自然災害等の脅威に対する備えの強化
  - （ア）自然災害時に生命を守るための対策
    - 防災意識啓発の強化
    - 庁舎防災機能の強靱化
    - 災害時情報伝達手段の確保と必要な情報の即時提供
    - 健康の維持と衛生環境に配慮した避難所等の確保
    - 避難時要支援者の避難対策
    - 災害危険箇所や避難経路危険箇所の改修・改善
  - （イ）自然災害以外の人的被害や物的被害から生命や財産を守るための取り組み
    - 交通危険箇所の改修・改善
    - 交通安全や火災予防の啓発
    - 防犯対策の強化
    - その他、突発的な危険から生命や財産を守るための対策
  - （ウ）安全・安心な地域づくりのためのネットワーク構築
    - 物資支援・関係機関との人的協力体制の構築
    - 安全・安心な地域づくりのための啓発活動
    - 自主防災組織との連携強化
- （２）豊かで活力ある生活を過ごすための取り組みの強化
  - （ア）健康の維持や体質改善の取り組みによる生命の延伸
    - 健康で豊かな生活を送るための仕事と生活の調和推進
    - 健康をコントロールするために必要な体質改善や疾病予防対策
    - 心の活力の維持・増進
    - 住み慣れた地域で、自分らしい自立した暮らしを続けるための、一人ひとりの状態に応じた適切な介護サービスの提供
    - 個々の状況に応じた運動のきっかけづくりと習慣化の促進、持続的な取り組みを支える仕組みの構築



- (イ) 心豊かで快適な生活を送るために欠かせない生活環境づくり
  - 買い物生活圏の維持、再構築の推進
  - 新たな交通時代における交通施策の展開
  - 都市と自然が共存する快適生活空間づくり
  - 人が自然と集う和みの場の醸成
  - 環境負荷の低減を図る取り組みの推進
  
- (3) インフラを生活の基盤に据えた定住自立圏の構築
  - (ア) 生活に密接したインフラ対策
    - 生活に不可欠なインフラ、施設及びその他機能の維持・改善改良・整備
    - 安全・安心なライフラインの確保
    - 機能の集積化とコンパクト化による効率的で持続可能なまちづくり
  
  - (イ) 生活体系の変化や時代のニーズに応じた機能や環境の改善
    - IOT などの技術革新を活用した利便性の向上
    - 生活体系や時代の変化によって必要性が低下した機能の見直し
    - 地域住民のまちづくりへの参画推進
  
- (4) 活力ある地域産業の展開
  - (ア) 産業の維持、発展やビジネスチャンスをつくる
    - 産業を維持、発展のための連携体制の構築
    - 販路や流通量の拡大を支える生産性の強化
    - 分野にとらわれない知識と技術が結集した新たな産業の展開
    - 景気動向による影響を最小化するための経営の多角化支援
  
  - (イ) 生産基盤向上の支援
    - 生產品の高付加価値化による経営の安定化
    - 新たな知見や技術を活用した生産性と収益性の拡大
    - 農山村環境の保全の推進
    - 農業用施設の維持管理・整備
    - 組織の育成・強化の取り組み
  
  - (ウ) 後継者不足の解消と新たな担い手の育成
    - 新規就業者の初動支援
    - 女性の就農・経営への参画支援
    - 経営的視点を持ちあわせた事業者や農業者の育成
    - 事業内容の最適化による収益性の向上と事業承継の確保

- (5) 人の定着の推進
  - (ア) まちに魅力を感じ、住み続けたいという人を増やすための対策
    - まちの認知度、魅力度及び生活利便性向上を促進する取り組み
    - 他の自治体と役割分担しながら、共に向上できる広域的定住圏の形成
    - 子育て世代・ファミリー層の流入を促進するための住環境の充実・強化
    - ふるさと江北を誇れる心を醸成する取り組み
  - (イ) 人と人の絆で繋がり、関わり合いから発展する地域づくり
    - 地区の抱える課題を解決するための地域間連携の構築
    - お互いを支えあう見守り・声かけ活動の推進
    - 高齢化等により支えや協力を必要とする地域と地域活動の支え手とのマッチング支援
    - 子どもから高齢者まで全ての人が活躍できる環境づくり
  - (ウ) 空き家の解消とみどり豊かな景観の形成
    - 危険家屋解消の対策
    - 低未利用地の積極的活用
    - 空き家リノベーション推進と活用
    - 地域の景観維持活動の推進
- (6) 関係人口拡大の強化
  - (ア) ゆかりを持つ人や協力企業との関係拡大のための取組み強化
    - 関係人口とつながる交流ネットワークの構築
    - ふるさと回帰を促進する事業の展開
    - ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用したまちづくりの推進
    - 町内における起業・進出支援
  - (イ) まちの魅力を伝え育て、新たな対流を生み出す仕組みの構築
    - 人・地域・企業などとタイアップした事業の展開
    - 関係人口に魅力を伝える取り組みの推進
    - まちや地域の活動を伝え、多様なツールにより発信する取り組みの推進
- (7) 次代を担う大切な力の育成
  - (ア) 子どもを生み・育てやすくするために必要な生活基盤の向上
    - 働きながらも子育てがしやすい環境づくり
    - 子どもを持つ女性が活躍できる場の拡大
    - 子育て期間における負担感の軽減
    - 地域ぐるみで子育てを支えるサポート体制の構築

- (イ) 子どもたちの個性を尊重し、豊かな自由発想を育てる仕組みづくり
  - 子どもたちの自由な発想をまちの推進力に活かす
  - 幅広い年齢の子どもたちが関わりあう環境の構築
  - 地域の資源や IOT などを活用した発展的学習の推進
  - 学校・家庭・地域が一体となって行う心育て
  - 子どもたちの多様性に応じた支援
  
- (ウ) やりがいや達成感を味わうことで、一人ひとりが生きがいを育むための取組み
  - 創造力や活力を醸成するための体験活動・文化活動の推進
  - 多様な関わりから生まれる交流機会の推進
  - 夢を描き、その実現に向かってがんばる江北っ子の育成
  - 子どもの主体性を高める教育の推進
  
- (8) 誰もが自分らしく活躍できる持続的な基盤の整備
  - (ア) 自分らしくいきいきと活躍できる総活躍社会
    - 多様な年代が互いに協力しながら活躍できる多世代型総活躍社会の構築
    - 誰もが自立できる生活環境の構築
    - スポーツを通じた自己研鑽の推進
    - 生涯にわたる学びや体験活動の充実
    - 生活困窮者の自立支援
  
  - (イ) 多様な価値観と生き方を認め合う共生社会の実現
    - 互いの人格や個性を尊重し合う世論の形成と、共存できる地域社会の実現
    - 年齢、性別、障がいの有無に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる社会づくりの推進
    - 在留外国人と共に歩む多文化共生社会の実現
    - 新たに定住した人が地域コミュニティに早く溶け込めるような関係性の構築
  
  - (ウ) 必要とされる支援体制の強化
    - 関係機関との連携強化による支援体制の充実
    - 包括的支援体制の強化と相談窓口のワンストップ化
    - 障がい児の早期発見と必要な支援体制の構築
    - 協力体制構築による就業機会の向上
    - 子どもを貧困にさせない支援体制の強化
    - DV、ストーカー行為、ハラスメント行為及び虐待等の防止対策の徹底





発行者	佐賀県 江北町役場 地域振興課
電 話	0952-86-5615
メー ル	chiiki@town.kouhoku.lg.jp
所 在	〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1 6 5 1 番地 1